

(様式3)

平成27年1月14日

内閣総理大臣 殿

福島市長 小林 香

定住緊急支援事業計画の変更について

平成26年8月20日付けで提出した福島市定住緊急支援事業計画について、福島定住等緊急支援交付金制度要綱第5の5の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

計画の目標

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染により、子ども達の屋外での運動の機会が減り、事故以前と比較して体力の低下や肥満傾向の拡大が深刻であり、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。

施設等の除染により、市の所管する体育施設の利用者は震災前の水準まで回復してきてはいるが、放射性物質に対する不安は根強く残っており、外遊びを敬遠している家庭が多く、子どもが十分に体を動かす機会が確保されているとは言い難い状況である。

このような状況の中、原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と早急に体力向上を図るため、子どもが安心・安全に思う存分体を動かせる多目的運動場を整備するとともに、多目的運動場に上屋を整備し、年間を通じて運動できる環境の整備を図る。

併せて、基幹事業により整備した農村マニファクチャー公園を活用し、プレイリーダーの養成を行い、実践の場で子どもとの触れ合い方など様々な知識・技術を身につけるとともに、身につけた知識・技術を将来の子ども・子育て事業につなげられるよう支援する。なお、養成においては当施設を最大限に活用し、「福島キッズプレイパーク事業」により、講師と子どもたちが集団で遊ぶ中にプレイリーダー養成講座受講者も一緒に加わり、知識・技術の習得を図るとともに、子どもの運動不足の解消や体力向上を図る。

これらの事業は、福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」(抜粋)を具現化するものである。

市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」(抜粋)に合致するものである。

計画の区域

1. 計画の区域

<事業実施箇所>

・第1回

A-1-1	春日保育所 渡利保育所 笹谷保育所 杉妻保育所 余目保育所 平野保育所 東浜保育所 蓬萊保育所 野田保育所 蓬萊第二保育所 御山保育所 飯野おひさま保育所 飯野あおぞら保育所 渡利児童センター 蓬萊児童センター	春日町地内 渡利字柳小路地内 笹谷字西谷地地内 黒岩字田部屋地内 宮代字作田地内 飯坂町平野字西海枝前地内 東浜町地内 蓬萊町五丁目地内 野田町七丁目地内 蓬萊町二丁目地内 御山字一本木地内 飯野町字経檀地内 飯野町大久保字上戸地内 渡利字番匠町地内 蓬萊町四丁目地内
A-1-2	U F O の里 U F O 広場	飯野町青木字小手神森地内
A-1-3	農村マニファクチャー公園 (都市公園)	荒井字上鷺西地内
B-1-1	飯坂野球場	飯坂町字館地内

C-1-1	松川工業第一公園	松川町字天王原地内
C-1-2	新浜公園（都市公園）	新浜町地内
C-1-3	十六沼公園（都市公園）	大笹生字俎板山地内
C-1-4	農村マニファクチャー公園（都市公園）	荒井字上鷺西地内
・第2回		
A-1-4	信夫山公園	太子堂ほか地内
	森合緑地公園	森合字西養山ほか地内
	森合運動公園	森合字上柳内地内
	南向台第2公園	南向台一丁目地内
	弥生公園	黒岩字弥生地内
	松北公園	南沢又字松北町二丁目地内
	桜公園	瀬上町字桜町二丁目地内
	ふくしま北中央公園	南矢野目字清水前地内
	俎板山公園	大笹生字俎板山地内
	笹谷公園	笹谷字道場地内
	古館公園	飯坂町字古館地内
	大森城山公園	大森字本丸地内
	飯野堰堤公園	飯野町字長畑地内
A-1-5	福島隣保館保育所	須川町地内
	福島ふたば保育園	大森字館ノ内地内
	三育保育園	笹谷字城場地内
	とやの保育園	鳥谷野字梅ノ木地内
	鳥川保育園	上鳥渡字東谷地地内
	福島東保育園	鎌田字沢田地内
	おかやま保育園	岡部字倉ノ内地内
	福島ゆかり保育園	丸子字沢目地内
	あづま保育園	笹木野字下屋敷地内
	東浜児童センター	東浜町地内
	野田児童センター	笹木野字館地内
・第3回		
A-1-6	宮代公園	宮代字樋ノ口地内
C-2-1	福島市町庭坂字一本杉地内	
	福島市町庭坂字小峠地内	
・第4回		
A-1-7	しのぶ台第2公園	上鳥渡字しのぶ台地内
	狼ヶ森児童遊び場	松川町水原字狼ヶ森向地内
	太平寺児童遊園	太平寺字町ノ内地内
	共楽公園	伏拝字行人前地内
	タウン蓬莱町1号公園	蓬莱町二丁目地内
	乳児池公園	宮代字乳児池地内
	道北公園	飯坂町平野字東道下地内
	穴田公園	西中央三丁目地内
	野田中央公園	南中央二丁目地内
	志田児童遊び場	在庭坂字西後志田地内

B-1-2	信夫ヶ丘球場	古川地内（五十辺地区）
◆B-1-1-1	（飯坂野球場）	プレイリーダー育成事業ほか効果促進事業
C-2-1	福島市町庭坂字一本杉地内	
	福島市町庭坂字小峠地内	
◆C-2-1-1	（子育て定住支援住宅）	駐車場整備
・第5回		
A-1-8	荒川桜つつみ河川公園	八木田字井戸上地内
	弁天山公園	渡利字弁天山地内
	萩公園	蓬萊町七丁目地内
	土合館公園	松川町字土合館地内

第6回

A-1-9	福島市立福島第一小学校	杉妻町地内
	福島市立三河台小学校	三河南町地内
	福島市立渡利小学校	渡利字八幡町地内
	福島市立北沢又小学校	北沢又字愛宕地内
	福島市立岡山小学校	山口字上中田地内
	福島市立鎌田小学校	丸子字石名田地内
	福島市立月輪小学校	鎌田字早津小屋地内
	福島市立湯野小学校	飯坂町湯野字台地内
	福島市立庭坂小学校	町庭坂字愛宕堂地内

A-1-10	飯坂恵泉幼稚園	飯坂町湯野字八卦下地内
	福島わかば幼稚園	笹木野字中西裏地内
	福島学院大学附属幼稚園	宮代字乳児池地内

C-1-5	勝口公園（都市公園）	野田町字加賀屋敷地内
-------	------------	------------

第7回

B-1-3	十六沼公園多目的運動場整備事業	福島市大笹生字俎板山地内
B-1-4	十六沼公園多目的運動場上屋新築事業	福島市大笹生字俎板山地内
◆C-1-4-1	（農村コミュニティパーク）	プレイリーダー育成事業ほか効果促進事業

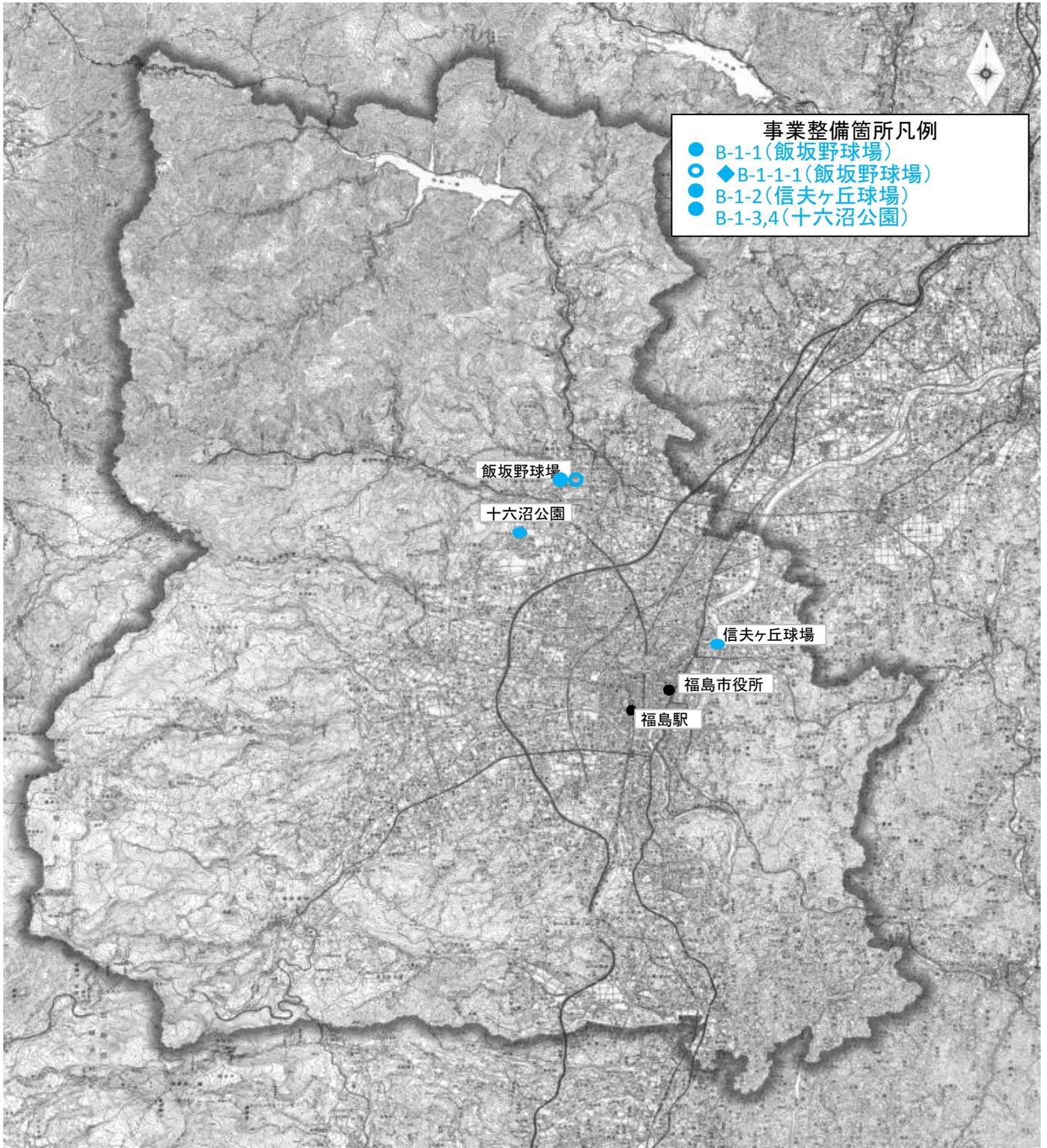
<事業の効果が見込まれる区域>

福島市全域

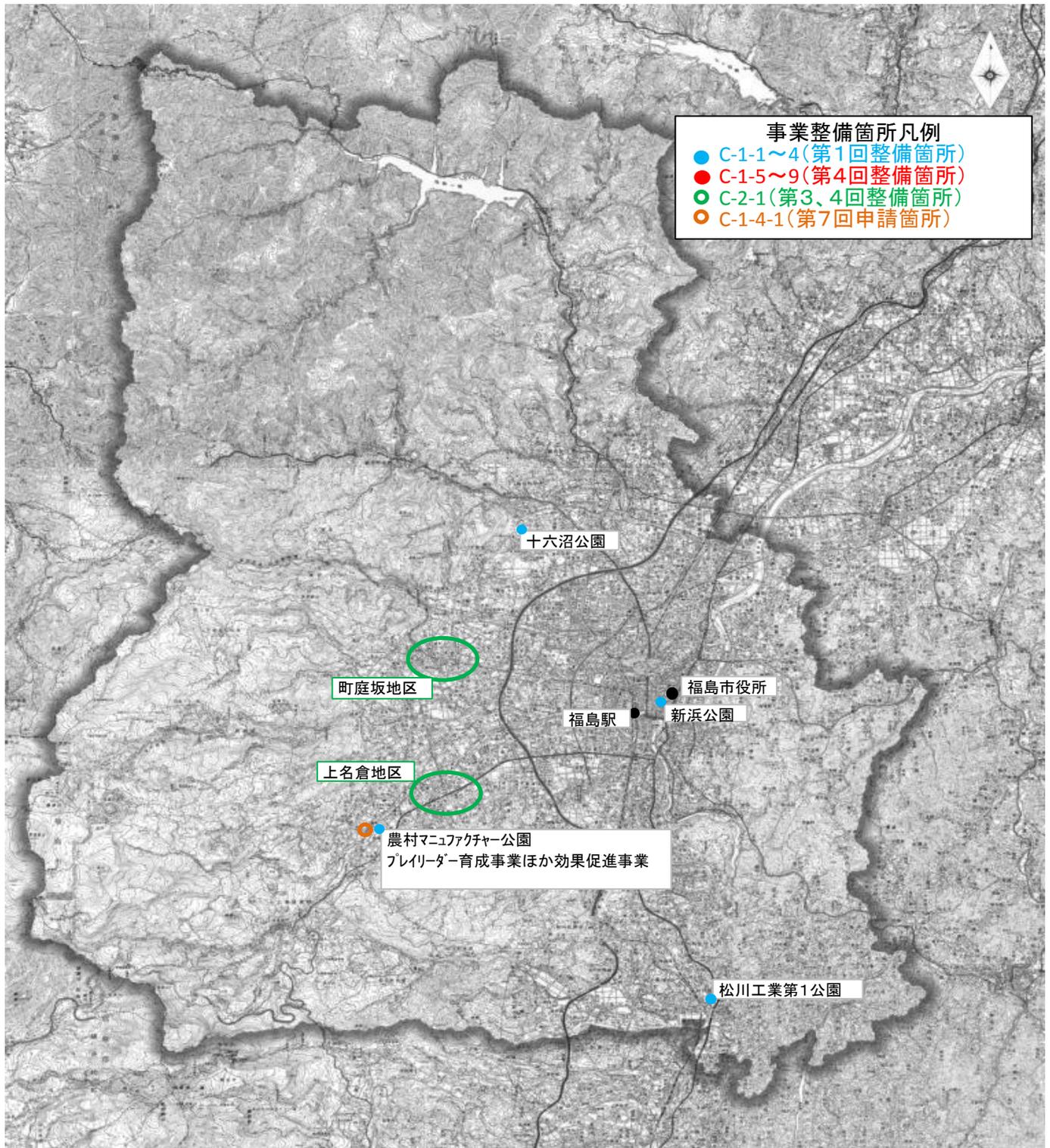
<位置図>

別紙のとおり

定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



(様式1-2)

福島市 定住緊急支援事業計画に基づく事業等

平成27年1月時点

(単位:千円)

【参考】

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体		平成25年度の 交付対象事業費	平成26年度の 交付対象事業費	平成27年度の 交付対象事業費	備考				
										前回まで 今回 計	前回まで 今回 計	前回まで 今回 計	全体事業費 (注3)	全体事業 期間 (注4)
1	A - 1 - 1	公立保育所等遊 具更新事業	福島市 公立保育所13箇所 公立児童センター2箇所	市	福島市		(209,494) 0 <209,494>		<0>			280,000	25 ~ 25	
2	A - 1 - 2	UFO広場遊具更 新事業	福島市飯野町青木地区 UFOの 里UFO広場	市	福島市		(3,450) 0 <3,450>		<0>			134,330	25 ~ 25	
3	A - 1 - 3	農村マンユファク チャー公園遊具更 新事業	福島市荒井地区 福島市農村マ ニユファクチャー公園	市	福島市		(14,000) 0 <14,000>		<0>			14,000	25 ~ 25	
4	B - 1 - 1	飯坂野球場整備 事業	飯坂地区 飯坂野球場	市	福島市		(139,700) 0 <139,700>		<0>			139,700	25 ~ 25	
5	C - 1 - 1	松川工業第1公園 整備事業	南部、松川町地内、松川工業団 地第1公園	市	福島市		(268,700) 0 <268,700>		<0>			268,700	25 ~ 25	
6	C - 1 - 2	新浜公園整備事 業	中央部、新浜町地内、新浜公園	市	福島市		(52,000) 0 <52,000>		<0>			52,000	25 ~ 25	
7	C - 1 - 3	十六沼公園整備 事業	北部、大笹生地内、十六沼公園	市	福島市		(33,000) 0 <33,000>		<0>			33,000	25 ~ 25	
8	C - 1 - 4	農村マンユファク チャー公園整備事 業	西部、荒井地区、農村マンユファ クチャー公園	市	福島市		(350,000) 0 <350,000>		<0>			350,000	25 ~ 25	
9	A - 1 - 4	公園遊具更新事 業	市内公園13箇所	市	福島市		(235,355) 0 <235,355>		<0>			235,355	25 ~ 25	
10	A - 1 - 5	私立保育所等遊 具更新事業	市内私立保育所9箇所 市内私立児童センター2箇所	市	福島市		(120,229) 0 <120,229>		<0>			120,229	25 ~ 25	
11	C - 2 - 1	子育て定住支援賃 貸住宅事業	福島市西部の市街化区域(町庭 坂地区、上名倉・荒井地区)	市	福島市		(25,000) 0 <25,000>	(365,628) 0 <365,628>		<0>		1,248,040	25 ~ 26	
12	A - 1 - 6	宮代公園遊具更 新事業	宮代地区	市	福島市		(15,335) 0 <15,335>		<0>			15,335	25 ~ 25	
13	A - 1 - 7	児童遊園等遊具 更新事業	市内児童遊園等10箇所	市	福島市		(0) 0 <0>	(84,600) 0 <84,600>		<0>		84,600	26 ~ 26	
14	◆ B - 1 - 1 - 1	ブレイリーダー育 成事業	飯坂地区 飯坂野球場 ほか	市	福島市		(0) 0 <0>	(2,000) 0 <2,000>		<0>		2,000	26 ~ 26	
15	B - 1 - 2	信夫ヶ丘球場整備 事業	五十辺地区 信夫ヶ丘球場	市	福島市		(0) 0 <0>	(68,335) 0 <68,335>		<0>		68,335	26 ~ 26	

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体		平成25年度の 交付対象事業費	平成26年度の 交付対象事業費	平成27年度の 交付対象事業費	備考		
										全体事業費 (注3)	全体事業 期間 (注4)	その他(注5)
16	◆ C - 2 - 1 - 1	子育て支援定住賃 貸住宅屋外整備 事業	福島市西部の市街化区域(町庭 坂地区、上名倉・荒井地区)	市	福島市	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(2,824) 0 <2,824>	<0>	7,060	26 ~ 26	
17	A - 1 - 8	地区公園等遊具 更新事業	市内地区公園等4箇所	市	福島市	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(149,633) 0 <149,633>	<0>	149,633	26 ~ 26	
18	A - 1 - 9	小学校遊具更新 事業	市立小学校9校	市	福島市	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(216,344) 0 <216,344>	<0>	216,344	26 ~ 26	
19	A - 1 - 10	私立幼稚園遊具 更新事業	私立幼稚園3園	市	福島市	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(37,063) 0 <37,063>	<0>	37,063	26 ~ 26	
20	C - 1 - 5	勝口公園整備事 業	野田町地区、勝口公園	市	福島市	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(103,878) 0 <103,878>	<0>	103,878	26 ~ 26	
21	B - 1 - 3	十六沼公園多目 的運動場整備事 業	大笹生地内、十六沼公園北側	市	福島市	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 12,138 <12,138>	127,758	27 ~ 27	
22	◆ C - 1 - 4 - 1	プレイリーダー育 成事業	荒井地区 農村マニファクチャー公園	市	福島市	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 1,526 <1,526>	1,526	27 ~ 27	
23	B - 1 - 4	十六沼公園多目 的運動場上屋新 築事業	大笹生地内、十六沼公園北側	市	福島市	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 31,222 <31,222>	533,800	27 ~ 27	
						合 計	前回まで 今回 計	(1,466,263) 0 <1,466,263>	(1,030,305) 0 <1,030,305>	(0) 44,886 <44,886>		
						(うち基幹事業)	前回まで 今回 計	(1,466,263) 0 <1,466,263>	(1,025,481) 0 <1,025,481>	(0) 43,360 <43,360>		
						(うち効果促進事業)	前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(4,824) 0 <4,824>	(0) 1,526 <1,526>		

県名	福島県	担当部局名	政策推進部企画経営課	担当者氏名	伊勢 洋一郎
市町村名	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	kikaku@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業期間」は、平成26年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成26年度以降も含めて記載する。

(注5)事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注6)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(注7)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	十六沼公園多目的運動場整備事業		事業番号	B-1-3
交付団体		福島市	事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費		127,758 (千円)	全体事業費		154,199 (千円)	
事業概要						
○事業概要						
<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故により、これまで子ども達が運動していた運動場に避難者用の仮設住宅が建設されるなど、子どもの運動機会が減り、事故以前と比較して体力の低下や肥満出現率の増大が深刻となっており、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。</p> <p>原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と体力向上を図るため、放射性物質の影響や天候などを気にすることなく子ども達の運動機会の確保と体力向上を図るため、多目的運動場を整備するものである。</p>						
整備内容						
敷地面積=8,000 m ² うちプレイコート (人工芝) (1,200 m ² =30m×40m)、トイレ (35 m ²)、倉庫 (100 m ²) 工程：平成 27 年度 測量設計、基本・実施設計、本工事						
○定住緊急支援事業計画と本市復興計画との整合性						
<p>市復興計画において、「子どもプロジェクト」の「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します」(抜粋)と位置づけたものの具現化である。</p> <p>また、市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます」(抜粋)に合致するものである。</p>						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出状況及びそれにより生じている地域復興における支障別紙資料のとおり						
○事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1)						
<p>原発事故により、これまで子ども達が運動していた運動場に避難者用の仮設住宅が建設されるなど、震災前と比べ子どもが運動できる場所は減少し、体力の低下や肥満出現率の増大が深刻となっており、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。</p> <p>原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と体力向上を図るため、子どもが安心・安全に思う存分体を動かせる多目的運動場を整備する必要がある。</p>						
○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと (制度要綱第 5 の 4 の二①)						
<p>原発事故の影響により、市内の飯野地区運動場と松川地区運動場に避難者用の仮設住宅が建設され、未だにこの状況が改善される見込みは立っていない。飯野地区運動場 (5,677 m²) と松川地区運動場 (3,955 m²) は、原発事故前はスポーツ少年団活動や幼稚園等の運動会のほか、放課後に子どもがキャッチボールやドッジボール遊びをするなど気軽にのびのびとスポーツ活動のできる子どもの運動場として活用されていたが、仮設住宅が建設されたことにより運動場としての利用は難しい状況である。</p> <p>このような状況の中、平成 25 年度に実施した小学生及び中学生の運動能力調査の結果を全国平均と本市</p>						

平均で比較すると、小学生では全 96 項目中 72 項目、中学生では全 48 項目中 42 項目が下回っており、また、震災前の平成 22 年度調査結果と比べても、小学生では全国平均を下回る項目が 13 項目増えるなど、原子力災害に起因し子どもの運動機会の確保が十分に図られていないことの影響は深刻である。

○地方公共団体における既存運動施設が不足していること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

上述した通り、原発事故後、市内 2 箇所の運動場に仮設住宅が建設されており、運動場として利用できなくなっている。

また、市の既存運動施設は、このような状況も受け利用がひっ迫しており、利用者調整のため抽選を行っている状況であり、施設の新設を行わない限り、この状況を改善できる見込みはなく、子どもの運動機会の確保を図るために優先的に使用させることが困難な状況である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること。（制度要綱第 5 の 4 の二①）

原発事故の影響により、子どもが屋外でスポーツや体力づくりをできる機会が減少していることから、失われた子どもの屋外での運動機会を確保するため、屋外の運動ができる多目的運動場を整備するものであり、子どもの運動機会の継続的な確保を図り、より安心・安全に運動に取り組むことが出来るよう整備する。

整備内容として、多目的プレイコート（人工芝施工、1,200 m²）を整備し、一般開放のほかに、スポーツ少年団や中学校の部活動で軟式野球やソフトボール、サッカー、フットベースといった屋外種目の団体練習にも活用できるようにする。

なお、当該施設は十六沼公園体育施設（体育館、サッカー場、自由広場等）の隣接地へ整備するものであり、既存施設（指定管理者が管理）との一体的な管理が可能のため、安定的な運営が期待でき、中長期的な予算、人員の確保が可能である。

○交通アクセス及び広域利用について（制度要綱第 5 の 4 の二②）

整備予定の十六沼公園は、本市の北部に位置しており、東北自動車道飯坂 IC から近く、国道 13 号線や県道 5 号上名倉飯坂伊達線等のアクセス道路が整備されており、駐車場も備えていることから、平日・休日問わず、団体利用や親子連れで利用する際に車での来場が容易である。併せて、平成 26 年 11 月より当公園への福島交道路線バスの運行が始まり、よりアクセスしやすい環境となっている。

また、平成 29 年度には東北中央自動車道が開通予定であり、十六沼公園近郊に大笹生 IC（仮称）が建設され、市内のみならず広域的な利用の促進についても期待ができる。

○整備を予定している施設における運動の効果をいっそう向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第 5 の 4 の二③）

本事業の効果をより高めるために、福島市スポーツ振興公社や福島市体育協会など関係団体と連携を図り、有名スポーツ選手等を招聘してスポーツ教室を開催するほか、当交付金で育成したプレイリーダーを活用し体力向上に向けた支援を行うなど、子ども達の運動への意欲を高める取り組みを実施し、運動する機会を継続的に確保できるよう工夫する。

○その他（事業の評価・検証方法）

子ども達の体力・運動能力の回復については、引き続き体力・運動能力調査を実施し、全国値と比較することで評価・検証を行い、また、運動機会の増加については、利用者等に子ども達の運動機会の増減に関するアンケート調査を実施することにより評価・検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	23	事業名	十六沼公園多目的運動場上屋新築事業	事業番号	B-1-4
交付団体	福島市	事業実施主体	福島市		
総交付対象事業費	533,800 (千円)	全体事業費	533,800 (千円)		
事業概要					
○事業概要					
<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故により、これまで子ども達が運動していた運動場に避難者用の仮設住宅が建設されるなど、子どもの運動機会が減り、事故以前と比較して体力の低下や肥満出現率の増大が深刻となっており、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。</p> <p>原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と体力向上を図るため、年間を通じて多目的運動場が利用できるよう、上屋を整備するものである。</p>					
整備内容					
構造：A=1,200 m ²					
上屋（屋根：膜構造、壁：通常は開放、荒天時は幕を下げて使用、照明設置）					
工程：平成 27 年度 地質調査、基本・実施設計、本工事					
○定住緊急支援事業計画と本市復興計画との整合性					
<p>市復興計画において、「子どもプロジェクト」の「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します」（抜粋）と位置づけたものの具現化である。</p> <p>また、市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます」（抜粋）に合致するものである。</p>					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出状況及びそれにより生じている地域復興における支障					
別紙資料のとおり					
○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1）					
<p>原発事故により、これまで子ども達が運動していた運動場に避難者用の仮設住宅が建設されるなど、震災前と比べ子どもが運動できる場所は減少し、体力の低下や肥満出現率の増大が深刻となっており、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。</p> <p>原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と早急に体力向上を図るため、子どもが安心・安全に思う存分体を動かせる多目的運動場の整備と併せ、多目的運動場の上屋を整備し、年間を通じて運動できる環境を整備する必要がある。</p>					
○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①）					
<p>原発事故の影響により、市内の飯野地区運動場と松川地区運動場に避難者用の仮設住宅が建設され、未だにこの状況が改善される見込みは立っていない。飯野地区運動場（5,677 m²）と松川地区運動場（3,955 m²）は、原発事故前はスポーツ少年団活動や幼稚園等の運動会のほか、放課後に子どもがキャッチボール</p>					

やドッジボール遊びをするなど気軽にのびのびとスポーツ活動のできる子どもの運動場として活用されていたが、仮設住宅が建設されたことにより運動場としての利用は難しい状況である。

このような状況の中、平成 25 年度に実施した小学生及び中学生の運動能力調査の結果を全国平均と本市平均と比較すると、小学生では全 96 項目中 72 項目、中学生では全 48 項目中 42 項目が下回っており、また、震災前の平成 22 年度調査結果と比べても、小学生では全国平均を下回る項目が 13 項目増えるなど、原子力災害に起因し子どもの運動機会の確保が十分に図られていないことの影響は深刻である。

○地方公共団体における既存運動施設が不足していること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

上述した通り、原発事故後、市内 2 箇所の運動場に仮設住宅が建設されており、運動場として利用できなくなっている。

また、市の既存運動施設は、このような状況も受け利用がひっ迫しており、利用者調整のため抽選を行っている状況であり、施設の新設を行わない限り、この状況を改善できる見込みはなく、子どもの運動機会の確保を図るために優先的に使用させることが困難な状況である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること。（制度要綱第 5 の 4 の二①）

原発事故の影響により、子どもが屋外でスポーツや体力づくりをできる機会が減少していることから、失われた子どもの屋外での運動機会を確保するため、屋外の運動ができる多目的運動場を整備するとともに、早急に子どもの体力を向上させるため、年間を通じて運動ができるよう多目的運動場に上屋を整備し、子どもの運動機会の継続的な確保を図り、より安心・安全に運動に取り組むことが出来るよう整備する。

なお、当該施設は十六沼公園体育施設（体育館、サッカー場、自由広場等）の隣接地へ整備するものであり、既存施設（指定管理者が管理）との一体的な管理が可能のため、安定的な運営が期待でき、中長期的な予算、人員の確保が可能である。

○交通アクセス及び広域利用について（制度要綱第 5 の 4 の二②）

整備予定の十六沼公園は、本市の北部に位置しており、東北自動車道飯坂 IC から近く、国道 13 号線や県道 5 号上名倉飯坂伊達線等のアクセス道路が整備されており、駐車場も備えていることから、平日・休日問わず、団体利用や親子連れで利用する際に車での来場が容易である。併せて、平成 26 年 11 月より当公園への福島交道路線バスの運行が始まり、よりアクセスしやすい環境となっている。

また、平成 29 年度には東北中央自動車道が開通予定であり、十六沼公園近郊に大笹生 IC（仮称）が建設され、市内のみならず広域的な利用の促進についても期待ができる。

○整備を予定している施設における運動の効果をいっそう向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第 5 の 4 の二③）

本事業の効果をより高めるために、福島市スポーツ振興公社や福島市体育協会など関係団体と連携を図り、有名スポーツ選手等を招聘してスポーツ教室を開催するほか、当交付金で育成したプレイリーダーを活用し体力向上に向けた支援を行うなど、子ども達の運動への意欲を高める取り組みを実施し、運動する機会を継続的に確保できるよう工夫する。

○その他（事業の評価・検証方法）

子ども達の体力・運動能力の回復については、引き続き体力・運動能力調査を実施し、全国値と比較することで評価・検証を行い、また、運動機会の増加については、利用者等に子ども達の運動機会の増減に関するアンケート調査を実施することにより評価・検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	プレイリーダー育成事業		事業番号	◆C-1-4-1
交付団体		福島市	事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費		1,526 (千円)	全体事業費		1,526 (千円)	
事業概要						
○事業の概要						
<p>原発事故の影響により、子どもたちが運動できる機会が減少し、肥満傾向の増加、体力低下が見られるなど、子どもが健全に育つ環境が損なわれている状況にある。</p> <p>この状況を解消するため、基幹事業により整備した農村マニファクチャー公園を活用し、プレイリーダーの養成を行い、実践の場で子どもとの触れ合い方など様々な知識・技術を身につけるとともに、身につけた知識・技術を将来の子ども・子育て事業につなげられるよう支援する。</p> <p>なお、養成においては当施設を最大限に活用し、「福島キッズプレイパーク事業」により、講師と子どもたちが集団で遊ぶ中にプレイリーダー養成講座受講者も一緒に加わり、知識・技術の習得を図るとともに、子どもの運動不足の解消や体力向上を図る。</p>						
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）						
<p>※まちづくり計画等の該当箇所を添付してください。</p> <p>市復興計画において、「子どもプロジェクト」の「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します」（抜粋）と位置づけたものの具現化である。</p> <p>また、市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます」（抜粋）に合致するものである。</p>						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第 5 の 1）						
別紙のとおり						
【子どもの運動機会の確保のための事業】						
○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1）						
<p>本交付金により整備した屋根付き運動広場を活用し、効果的に子どもの体力向上を図るため、子どもの興味や関心を引き出し、遊びを誘導しながら安全・安心に運動できるよう子どもの活動を支援するプレイリーダーの養成及びスキルアップのための事業を実施する必要がある。</p> <p>運動広場に来場した子どもを対象とした「福島キッズプレイパーク事業」を開催し、講師と子どもたちが集団で遊ぶ中にプレイリーダー養成講座受講者も一緒に加わることで、知識・技術の習得を図るとともに、子どもの運動不足解消・体力向上を図る。</p>						

- 震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）
【該当なし】
- 地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）
【該当なし】
- 既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）
【該当なし】
- 施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）
【該当なし】
- 地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）
本事業で養成を行ったプレイリーダーは農村マニユファクチャー公園のみならず、本交付金で遊具更新など整備を行った学校等での活動も予定しており、福島キッズプレイパーク事業については、市広報誌やホームページでも周知を図り、より一層の活用を図る予定である。
- 整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）
【該当なし】
- 【子育て定住支援賃貸住宅の建設】
- 地域住宅計画の目標に避難者の住宅対策を位置付けるとともに、子育て定住支援賃貸住宅に関する事業が位置付けられていること（制度要綱第5の4の三①）
【該当なし】

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	C-1-4
事業名	農村マニユファクチャー公園整備事業
交付団体	福島市
基幹事業との関連性	
屋根付き運動広場を活用した本事業を実施することで、子どもの運動する機会を効果的に確保することが出来るとともに、子どもの体力向上を図る。	

